



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 双 信 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 岡 崇
(コード番号：6938 東証第1部)
問 合 せ 先 経 営 推 進 本 部 経 営 企 画 室 長 中 西 港 二
(TEL：03-5730-4500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 73 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 補欠役員の子選に関する規定の項数を変更されましたので、所要の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 29 条(損害賠償責任の一部免除)の一部を変更するものであります。なお、本件に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日 (水)

以上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(任期) 第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠によって選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期) 第26条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>4 (現行どおり)</p>
<p>(損害賠償責任の一部免除) 第29条 当社は、<u>社外取締役及び社外監査役との間に</u>、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除) 第29条 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役との間に</u>、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>